

貸付事業のご案内

平成28年度 貸付事業のご案内

組合員が物品購入や住宅購入等、臨時の支出を必要とする際、貸付けを行います。ぜひご利用ください。



1 貸付種別及びその限度額等

貸付種別	限度額	利率(変動)	貸付種別	限度額	利率(変動)
一般	200万円	年利 2.72%	住宅	1,800万円	年利2.72%
教育	550万円		介護住宅	300万円	年利2.46%
医療	120万円		災害	200万円	年利2.28%
結婚	200万円		住宅災害	1,900万円	
葬祭	200万円		高額医療	高額療養費相当額	無利子 条件があります。
特別(フルタイム再任用)	200万円		出産	出産費等相当額	

詳細は、「支部ホームページ」や「福利厚生ハンドブック」をご覧ください。

なお、貸付申込書は、支部ホームページからもダウンロードできます。

2 受付日程等について

- 貸付申込書は、毎月14日(土、日曜、休日の場合はその前日)までに貸付係へ提出(交換便・郵送も可)してください。
- 住宅に関する貸付けは対面式により審査を行います。毎月14日の締切日に間に合うよう相談日を電話等により予約してください。
- 貸付金は、申込締切日の翌月20日(土、日、休日の場合はその翌日)に振り込みます。振込日数がかかる場合があります。

償還猶予のお知らせ

借受人が以下の条件のいずれかに該当した場合は、償還を猶予することができます。

償還猶予できる条件

- 1 育児休業の承認を受けたとき
- 2 介護休暇の承認を受けたとき(承認期間が1か月以上あるとき)
- 3 無給の病気休職(傷病手当金等が支給される場合を除く)のとき
- 4 配偶者同行休業の承認を受けたとき(※)
- 5 非常災害により損害を受けた又は激甚災害の指定を受けたとき

上記5の非常災害等は、猶予方法や返済方法が他の猶予とは異なります。希望者は貸付係まで事前にご相談ください。

申込手続及び猶予された償還金の返済方法

申込手続

「償還猶予申出書」を猶予を希望する月の前月14日までに提出してください。

返済方法 左記1～4までの場合

償還猶予が終了した翌月から、定期償還額に償還猶予した各月分の償還額を上乗せして償還します(毎月償還額+各月分の猶予償還額)。

(※) 配偶者同行休業による償還猶予は、平成27年10月から適用となりました。現在、償還中の方はもちろんのこと、今後、海外への転居にかかる準備資金等のため、新たに貸付けを申込みされる方にも適用されます。償還猶予を希望する場合は、休業する前月14日までに償還猶予申出書を提出してください。

住宅貸付けの規程違反について

貸付金の返済が完了する前に、対象物件を賃貸したり、売却した場合等は貸付規程違反となります。規程違反が判明した場合、未償還元利金は即時償還となり、規程違反となった事を所属所長へ通知します。

ご注意ください!

貸付保険事故について

(以下、「保険事故」という)

民事(個人)再生や自己破産、懲戒免職等により未償還元利金の返済ができない場合は、保険事故となります。保険事故になると、所属所長へその事実を通知します。また、それ以降の新規の貸付けは受けられません。

債務返済支援保険料の改正について

平成28年4月1日以降の保険料を値下げする予定です。詳細は決定次第、ホームページ等に掲載します。なお、次年度以降も毎年契約内容の見直しを行い、それに伴い保険料を変更する可能性があります。

問合せ先 給付貸付課貸付係 ☎ 03-5320-6823